

## 林業担い手の育成について①

本市の林業就業者は近年、横ばい状態にあり、新規就業者の確保が困難な状況にあります。国は平成31年4月、未整備森林の解消と林業の成長産業化を目指し、森林経営管理法を定め、森林整備を推進する方向性を示しています。高山市においても、今後増大する森林整備を進め、さらに市内で生産された木材を活用する木工業、建築業等において木材を活用するため、担い手確保が課題となっています。

市は、令和3年3月に森林・林業等の担い手養成機関である岐阜県立森林文化アカデミー（以下、アカデミー）と、森と木と人を育む連携協定を締結することとしており、アカデミーで専門知識・技術を習得した学生を、本市の森林・林業等の担い手として確保するための支援制度を創設します。

### 1. 事業概要

アカデミーに入学する、もしくは就学中の学生に対し、必要な経費（入学金、授業料、技術者として必要な資格取得のための受講料、教材費、資材費など）として年額50万円を、2年間を上限として支援する。

### 2. 補助対象者（次の①かつ②に該当する方）

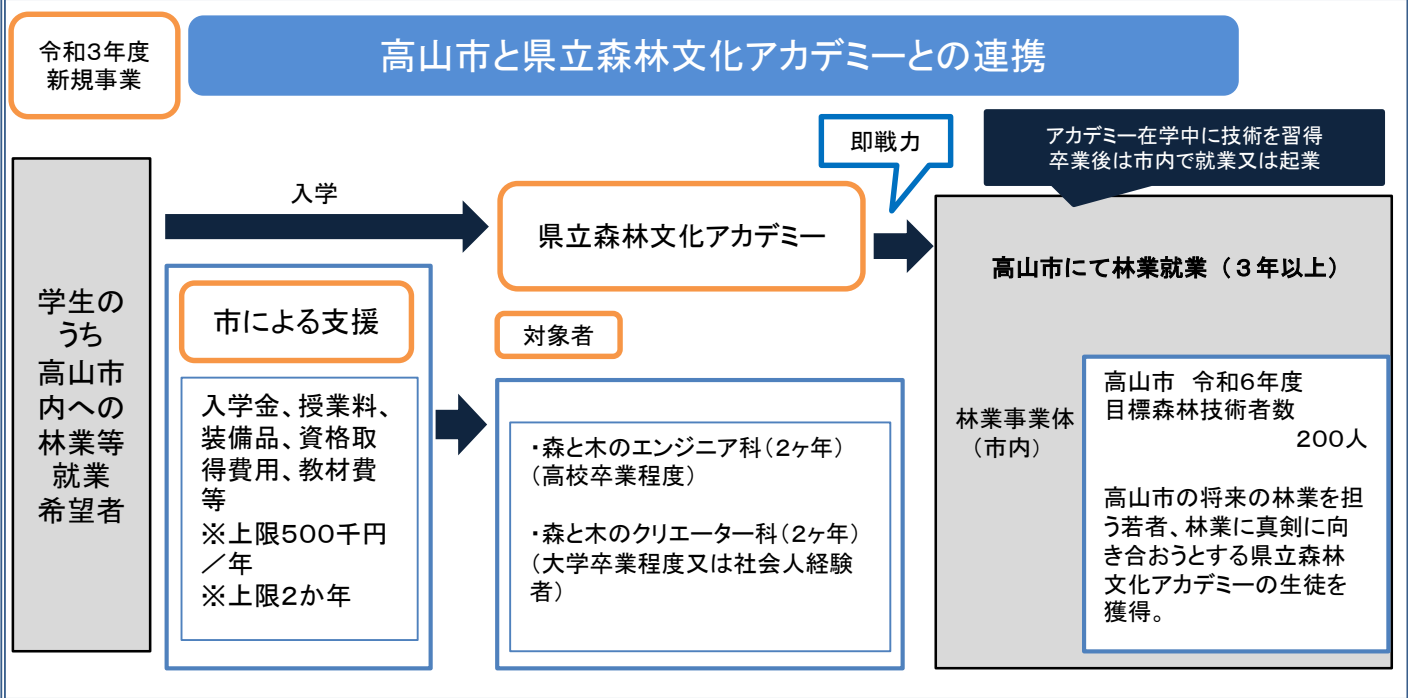
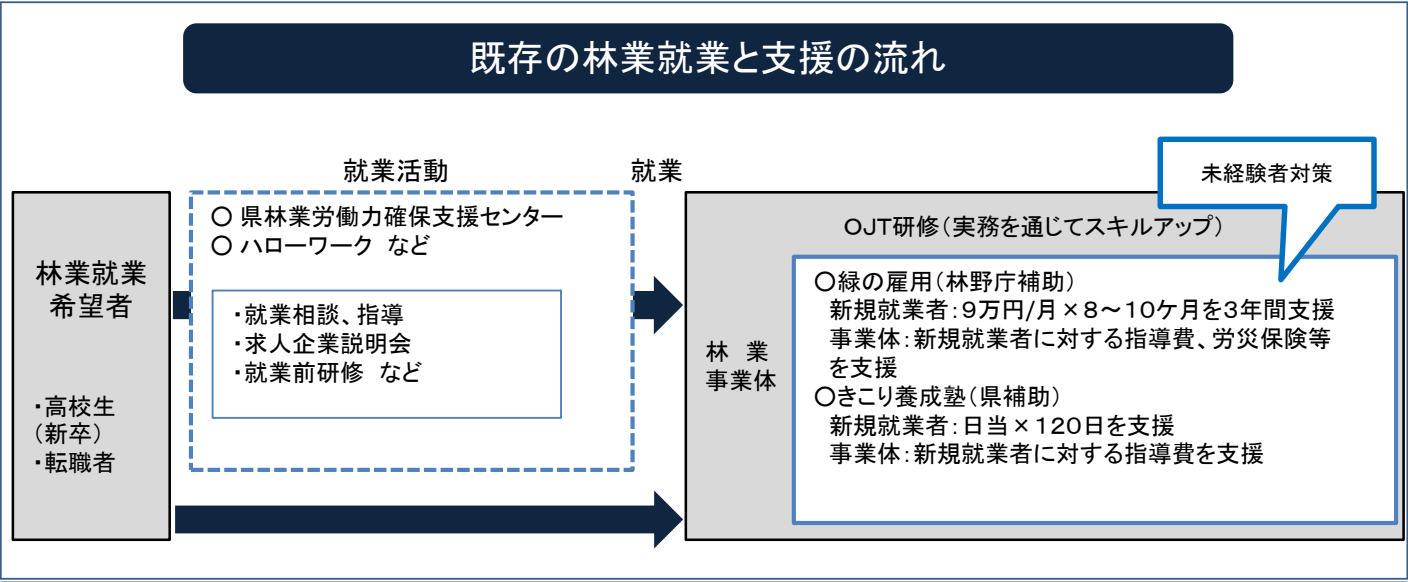
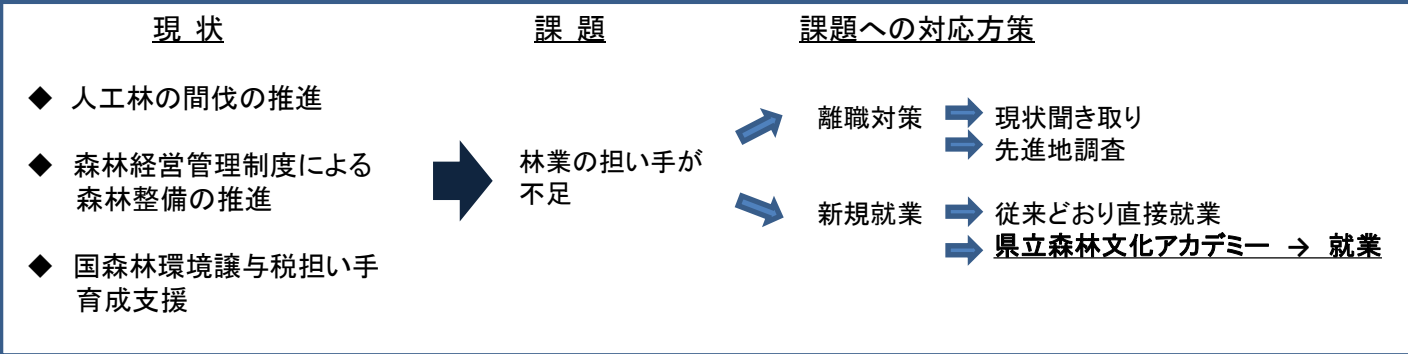
- (1) アカデミーの森と木のエンジニア科若しくは森と木のクリエイター科に在学する方
- (2) アカデミー卒業後、高山市に居住し、森林・林業等に関連する企業等に3年以上勤務しようとする方、又は市内において森林・林業等に関する事業を起こし3年以上経営しようとする方

### 3. 実施時期

令和3年4月1日から

問 合 先	
担当課	林政部 林務課
課長	中島 照雅
係名	林業振興係
係長	村田重春 担当 野林明也
連絡先	電話（直通 0577-35-3143） （内線 2233）

# 岐阜県立森林文化アカデミーとの連携による林業の担い手育成支援



## 林業担い手の育成について②

本市の林業就業者は近年横ばい状態にあり、新規就業者の拡大が困難な状況にあります。そのため、県が行う林業の将来を支える人を県外から呼び込むことを目的とした「岐阜県林業就業移住支援事業」を活用し、林業就業のために県外から市内に移住する方を支援します。

### 1. 事業概要

県の制度を活用し、林業就業のため県外から移住する方に対し、単身者 60 万円、世帯 100 万円を支給する。(県 3/4、市 1/4)

### 2. 補助対象者（次の全てに該当する方）

- (1) 補助対象となる、市内林業事業体に就業すること。  
(「森のジョブステーションぎふ」に登録された林業事業体に就業すること。)
- (2) 高山市に居住すること。
- (3) 補助金の申請の日から 3 年以上継続して、補助対象林業事業体に勤務する意思を有していること。

### 3. 実施時期

令和 3 年 4 月 1 日から

# 県外からの林業担い手移住支援事業

岐阜県以外からの移住定住支援

県単

他県から

## 〇清流の国ぎふ移住支援補助金

対象：2020年9月1日以降に岐阜県以外の都道府県から岐阜県へ移住し、5年以上継続して居住する意思のある方  
補助金：単身者30万円、世帯：50万円  
期間：令和3年3月15日まで（国の新型コロナウイルス感染症補助金活用）

東京圏からの移住定住支援

国県＋市

東京圏から

## 〇地方創生 移住支援事業（内閣府 地方創生推進事務局、県、市）

対象：東京圏から岐阜県へ移住し、都道府県が選定した中小企業等に就業又は起業した方  
補助金：単身者60万円、世帯：100万円  
補助期間：当面継続

【新規】東京圏以外からの林業による移住定住支援

県＋市

東京圏以外から

## 〇岐阜県に林業就業で移住される方への支援事業

対象：東京圏に在住していない方が岐阜県内に移住して、「森のジョブステーションぎふ」において求人登録されている林業事業体に就業した方  
補助金：補助金：単身者60万円、世帯：100万円  
補助期間：当面継続

補助金の財源は県3/4、市町村1/4

期待される効果

- ①UIターンで林業を考える方にとって、岐阜県を選ぶインセンティブになり、新規就業者が増加
- ②新規就業者の経済的負担が軽減され、定着につながる



県外からの移住定住者に対して県と連携して支援することで、確保が困難な森林技術者が、移住先として高山市を選択することに繋がる。